令和6年度

観光振興事業費補助金

(地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業) 補助対象事業

公募要領

① 公募期間

令和6年5月27日(月)~令和6年7月8日(月)14:00(必着)

② 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課(担当:武藤、山澤、塩見)

連絡先:hqt-sustainable_hard@mlit.go.jp

注:本公募に関する質問は電子メールによりお問合わせください。また、電子メール件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記して送付願います。3開庁日を経過しても回答がない場合は、観光資源課(03-5253-8924)までご連絡ください。

令和6年5月

I. 事業の概要

1. 事業趣旨

令和5年に閣議決定された新たな「観光立国推進基本計画」においては、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つを柱に、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組み、全国津々浦々に観光の恩恵を行きわたらせることとしています。

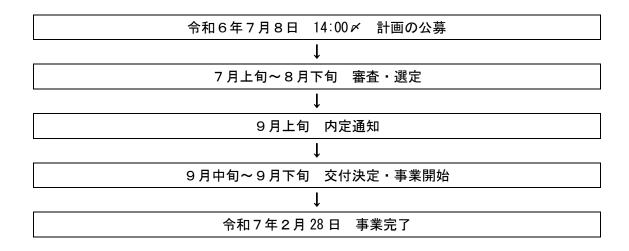
コロナ禍を経て、消費単価の高い層を中心にサステナブルツーリズムへの関心が国際的に急増し、市場拡大が予想されています。我が国の地域に根付く自然・文化・歴史・産業等を活用し、『観光利用を地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくり』を進め、さらに個々の旅行者の体験価値・満足度の向上に向け、特にそれらに直結する専門ガイドによる同行案内・解説(インタープリテーション)の質の向上・品質管理等の総合的なサービス水準の向上が重要です。しかし、人材不足、多言語等のインバウンド対応不足、安全対策等のサービス水準の確保等が課題となっています。これら諸課題を改善させ、コンテンツの高度化に取り組むことが必要です。

本事業ではサステナブルな観光コンテンツを通じて、観光利用を自然・文化・歴史・産業等の地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくり*1を行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図ります。それらの取組に必要な既存施設等の改修・整備、設備導入・物品購入に対して支援を行います。なお、本公募は補助金交付のため、地域が一体となったサステナブルツーリズム推進計画*2を選定するものです。直接、補助金交付の申請を行うものではございませんのでご注意ください。

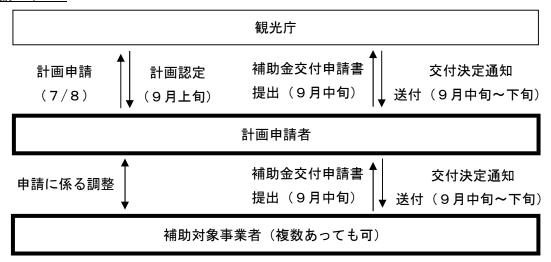
- ※1 好循環の仕組みづくりの詳細については「(別紙1)本事業におけるサステナブルな観光コンテンツと好循環の仕組みについて」を参照してください。
- ※2 サステナブルツーリズム推進計画とは、本事業を進めるにあたって地域において作成していただく計画です。サステナブルな観光コンテンツを通じて、観光利用を自然・文化・歴史・産業等の地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくりを行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図る観点から、その趣旨を踏まえた計画を申請時点で作成いただくこととしており、本公募における申請様式に必要事項を入力いただいたものがサステナブルツーリズム推進計画書となります。また、既に同一の趣旨を含んで策定されているもの(例えば、国立・国定公園に係る事業としては国立公園満喫プロジェクトに係る既存の計画等)を上位計画とし、その内容を本計画に具体的に展開する形で記載いただくことも可能です。

2. 事業実施期間

交付決定後より令和7年2月28日までとします。



3. 申請スキーム



※計画申請者と補助対象事業者は同一でも構いません。計画申請者・補助対象事業者の詳細は「5. 補助金交付申請の流れ」をご確認ください。

※国立・国定公園に係る事業については国立公園等を所管する環境省の協力を得て実施します。

4. 事業内容

本事業は、サステナブルツーリズム推進計画において個別事業の実施主体として記載されている地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)・民間事業者等が、サステナブルな観光コンテンツを通じて、観光利用を自然・文化・歴史・産業等の地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくりを行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図るために必要な既存施設等の改修・整備、設備導入・物品購入に係る経費の一部を国が補助する事業です。

5. 補助金交付申請の流れ

本公募において、計画申請者*1はサステナブルツーリズム推進計画を観光庁に提出いただきます。観光庁は 提出された計画について、計画の認定及び補助対象事業の選定をします。審査結果を踏まえ、サステナブルツ ーリズム推進計画申請者に対して補助金額等を内示します。サステナブルツーリズム推進計画申請者は、補助 対象事業者*2が、内示後に作成した交付申請書をとりまとめ、観光庁に提出いただきます。

- ※1 補助対象事業者を含む地域関係者の調整・取りまとめを行い、サステナブルツーリズム推進計画を策定する事業者等。 計画申請者と補助対象事業者は同一でも構いません。
- ※2 実際に補助事業を実施し、財産管理を行う事業者等。一つの計画申請において複数あっても構いません。

なお、観光庁への補助金申請に係る手続き等については、原則として、計画申請者がサステナブルツーリズム推進計画における補助対象事業者等と必要事項を調整した上で行ってください。

また、補助対象事業実施に当たり、食品営業や道路河川占用等の各種許認可を取得していることが必要な場合は、事業の申請前に許認可を取得するか、又は許認可申請若しくは許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。国立・国定公園を対象地に含む場合は、工作物の設置等の有無に関わらず、国立公園については所管する環境省自然保護官事務所等に、国定公園については所管する都道府県自然公園部局に事前の相談・確認をしてください。

Ⅱ.募集内容

1. 申請者(サステナブルツーリズム推進計画申請者)

以下のいずれかに該当する者とします。

地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、民間事業者等

2. 補助対象事業者

サステナブルツーリズム推進計画において個別事業の実施主体として記載されている者であり、以下のいずれかに該当する者とします。

・地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、民間事業者等

※計画申請者と補助対象事業者は同一でも構いません。また、補助対象事業者は一つの計画申請において複数あっても構いません。

3. 補助対象経費

サステナブルな観光コンテンツを通じて、観光利用を自然・文化・歴史・産業等の地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくりを行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図るために必要な既存施設等の改修・整備、設備導入・物品購入に係る経費であり、具体的には次のとおりとします。

(1)補助対象経費の補助率と補助上限額

補助率は1/2以内とし、1計画当たり500万円を上限とします。(金額の下限は特に設けません) ※設備導入・物品購入の補助対象経費の詳細につきましては「(別紙2)地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業(補助事業)における設備導入・物品購入について」を参照してください。

(2)支援対象とならない経費の具体例

- 本事業に直接関係のない経費
- 〇 プロモーション費用
- Web 観光コンテンツサイトの作成費用
- 〇 コンテンツ自体の造成費用
- 〇 補助対象事業者の交付決定前に発生した経費
- 計画申請者及び補助対象事業者における経常的な経費(運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等)
- 景品等の購入費
- クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費
- 国から別途、同一活動に対して補助金、支援金、委託費等が支給されている場合、又は、支給を予定 されている場合の経費
- 本事業における資金調達に必要となった利子等

- 既存物品の買い替え(同レベル機能の場合)に係る経費
- 消耗品に該当する経費(詳細につきましては「(別紙2)地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業(補助事業)における設備導入・物品購入について」参照してください。)
- その他サステナブルツーリズムの充実に向けた新規性や発展性を期待することができない取組に係る経費

(3)補助対象経費の精算

事業終了の日から1ヶ月が経過した日までに、観光庁に対して当該事業の完了実績報告書及び経理に関する帳票書類(請求書、支払明細書、領収書等)等、別途観光庁が指定する書類を提出してください。事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると観光庁が認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助対象事業者に確定通知を行います。

- ※ 支出額及び内容については厳格に審査することとし、支出が適当でないと判断される場合には支払い の対象外となる可能性がある点に留意してください。
- ※ 交付決定額以上の経費が生じた場合でも、交付決定額を超えた分の経費に対し補助金をお支払いすることはできませんので注意してください。
- ※ 原則として概算払いではなく、事業終了後の精算払いとなる点に留意してください。

4. 事業の募集に当たってのポイント

- 補助対象事業の実施が、サステナブルな観光コンテンツを通じて、観光利用を自然・文化・歴史・産業等の地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくりを行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図るものであるかという観点から事業を採択いたしますので、観点を踏まえた推進計画を策定してください。
- 補助対象事業で実施する既存施設等の改修・整備、設備導入・物品購入は、上記の観点で活用することが前提となります。どういった好循環の仕組みに寄与しながら、どのようなコンテンツで活用し、自走化していくものかを推進計画へ記載してください。また、訪日外国人旅行者を含めた観光客の消費額増加や体験価値・満足度向上への取組についても記載してください。
- 訪日外国人旅行者を含めた観光客の消費額増加や満足度向上を図る取組
- 応募にあたっては、補助対象事業終了後における事業継続の意思があることを前提とします。
- 数日間のイベントやモニターツアーのみに使用する施設整備など、地域におけるサステナブルツーリズムの推進に繋がらないと思われる事業については不採択とします。
- 地域におけるサステナブルツーリズムの推進にあたっては、地域関係者との連携や地域一体となった取組が必要不可欠であるため、これらが具体的に分かる事業を優先的に採択します。また、必要に応じ、提出されたサステナブルツーリズム推進計画に記載を行った連携事業者に対してもヒアリングを実施する場合があります。

Ⅲ.事業者の選定

1. 選定

(1) 選定方法

有識者を含めた委員会等により、次項「(2)選定の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。

なお、募集締切り後に、必要に応じて、申請者、補助対象事業者、連携事業者等に対してヒアリング等を実施する場合があります。

(2) 選定の観点

提出された応募内容を以下の観点から審査します。

〈審査における必須項目〉

<審査における必須項目>			
	【審查項目】		
1) 事業計画の的確性	0	サステナブルな観光コンテンツを通じて、観光利用を自然・文化・歴史・産業等	
		の地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくりを行い、さらに総合	
		的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図る現実的な計画が具体	
		的に提案されていること。	
	0	補助対象事業で実施する既存施設等の改修・整備、設備導入・物品購入によ	
		り、どういった好循環の仕組みに寄与しながら、どのようなコンテンツで活用し自	
		走化していくか、補助対象事業終了後も含め具体的に提案されていること。	
	0	中長期及び本事業期間の目標及び指標について地域の現状・課題、計画内で	
		実施する事業の内容を踏まえて適切に設定されていること。また、訪日外国人	
		旅行者を含めた観光客の消費額増加や体験価値・満足度向上への取組につ	
		いても具体的に提案されていること。	
2) 地域に対する理解	【審査項目】		
	0	事業実施地域の現状・課題を把握しており、当該地域の擁する地域資源を、幅	
		広くかつ深く把握していること。	
反	0	計画推進に当たり、地域コミュニティにも配慮し、地域資源の維持やまちづくり	
		にコミットできる持続可能な観光のあり方が検討されていること。	
	【審査項目】		
	0	事業の円滑な遂行に必要となる組織・人員等を、質・量双方の観点で十分に備	
		えており、役割が適切に分担され、明確となっていること。	
3) 補助事業の遂行の	0	資金調達の見込みが立っていることが明確にわかること。	
確実性及び継続性	0	工程に具体性があり、事業期間内に完了することが確実であること。	
	0	計画期間内において、着実に進められる計画を立てており、補助事業終了後も	
		事業者自らによる事業の継続及び拡大を見据えた自走化できる実施体制とな	
		っていること。	

<審査における加点項目>

計画の申請において次の観点が含まれている場合は、加点要素とします。

A) 事業内容の理解度関連

- 〇 事業目的が、観光客の消費額増加や満足度向上という観点を超え、観光産業の枠組みを超えた 地域の活性化を図るものとなっている。
- 補助事業の前提となるコンテンツが特に高付加価値化されたものになっており、好循環の仕組み づくりの加速に十分に寄与するものとなっている。
- 補助事業において施設等を改修・整備する場合は、対象施設が地域内の宿泊施設、体験拠点施 設等として効果的なコンテンツ運営や誘客を図るものになっている。
- 〇 実施に当たり、訴求するターゲットを適切に選定している。
- 〇 プロモーションに際して、OTA(Online Travel Agent)の活用や SEO(Search Engine Optimization) 対策、ハッシュタグマーケティング等について具体的な戦略がある。
- 事業の実施に付随して、滞在や体験の拠点施設の整備、交通アクセスの工夫や安全対策、外国人 受入環境整備等の観光客の利便性に資する取組を検討している。

B) 事業遂行の確実性関連

- 先駆的 DMO など、観光庁が登録した「登録観光地域づくり法人(DMO)」が実施体制に参画している。
- 観光事業者に限らず、地域資源を継承する意欲のある多様な関係者が事業の枠組みを超えて 連携した実施体制が敷かれている。
- 実施体制の枠外においても、関連する外部機関との連携・調整が取れている又は取れる見込みである。
- 国費による実証事業と、それに関連する地域が自らの費用で実施する取組との相乗効果が大きい。

C) 観光庁等の他の施策等との関連性

- 〇 以下に掲げるような観光庁等の他の施策と相乗効果が見込める計画となっている。
 - 「持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)モデル事業」(観光庁)https://www.mlit.go.jp/kankocho/jizokukanou.html
 - 「国立公園満喫プロジェクト」(環境省)http://www.env.go.jp/nature/mankitsu-project/
- 以下に掲げるような認証等を受けており、相乗効果が見込める計画となっている。
 - Green Destinations Top 100 Stories 等のGSTCの国際基準に準拠している地域 <u>https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000359.html</u>
 - Best Tourism Villages に UN Tourism(世界観光機関)より認定されている地域
 https://www.mlit.go.jp/kankocho/page07_000080.html
 - 「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」ロゴマークを取得している地域 https://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000144.html

D) コンテンツの希少性・新規性関連

- 希少性·新規性が特に高く、これまでにない特別な体験ができるコンテンツである。
- 他地域ではできない貴重な地域資源の保全と活用を両立するコンテンツである。
- E)「A」~「D」以外の観点
 - そのほか、本事業趣旨に沿った取組を期待できる内容が含まれている。

(3) 選定結果の決定及び通知

採択する案件が内定した後、計画申請者に対して通知します。 計画申請者は、内定時に別途指定する期限までに、補助対象事業者が交付申請を行うように調整してください。

また、不採択となった事業者に対する通知は行いませんので、観光庁 HP でご確認いただきますようお願いいたします。

注 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。

(4) 採択予定件数

既存施設等改修·整備、設備導入·物品購入:5件程度

2. 質問

(1) 質問受付期間

令和6年5月27日(月)~ 令和6年6月7日(金)17:00(必着)

(2) 質問方法

「5. 問合せ」に記載の連絡先までメールにてご連絡ください。メールの件名は「【問合せ】申請者名」としてください。

3. 提出

(1) 募集期間

令和6年5月27日(月)~ 令和6年7月8日(月)14:00(必着)

(2) 提出書類

- ① 申請登録フォームで必要事項を回答 https://forms.office.com/r/ANyMnSfme5
- ② 計画申請書(様式1)
- ③ 費用積算書(様式2)
- ④ 実施スケジュール(様式3)
- ⑤ 概要書(様式4)
- ⑥ 積算根拠資料(見積など)※既存施設等改修・整備の場合、必ず見積書を添付ください。

<提出に当たっての留意点>

- O 必ず①申請登録フォームも併せてご回答をお願いいたします。(URL: https://forms.office.com/r/ANyMnSfme5)
- ②~⑤の各種様式は観光庁ウェブサイトからダウンロードください。
- 提出書類は全て PDF 化せず Word、Excel 又は PowerPoint 形式のまま提出ください。(⑥を除く)
- ⑥積算根拠資料は、既存施設等改修・整備と設備導入・物品購入で必要資料が異なります。
- 設備導入・物品購入:単価・規格などがわかる資料を添付してください。EC サイトの商品ページ等でも 構いません。

既存施設等改修・整備:見積書を必ず添付いただくと共に、可能であれば図面などの規格・仕様がわかる資料を添付してください。

○ ②~⑥を除く参考資料についても提出は可能ですが、あくまで②~⑤のみで実施内容が分かるように ご記載ください。(文章中で参考資料への参照等をさせないこと)

(3) 提出先

観光庁観光地域振興部観光資源課

hqt-sustainable_hard@mlit.go.jp

- ※ 電子メールによる提出のみとします。紙媒体や CD-ROM 等の電子媒体を、郵送・持込み等の方法で提出することはできません。
- ※ 提出する際は、電子メールの件名の冒頭に、必ず「【提出】」と付記してください。
- ※ 提出を確認した後に、観光庁より受領確認のメールを送付いたしますので、3開庁日を経過しても受信 確認のメールが届かない場合を除き、申請書類の受領確認のために観光庁へ電話等により照会するこ とはお控えください。
- ※ 提出する電子データは、ファイル容量が合わせて 10MB 以内となるようにしてください。提出する電子 データの電子メールへの添付に代え、大容量送受信ツール等を使用することは、原則としてできません。 やむを得ずファイル容量が 10MB を超える場合は、以下の【宛先】へ、件名の冒頭に「【問合せ】」と付記 し、電子メールにより観光庁へご相談ください。

(4) その他

- 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- 〇 提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 法律第 42 号)に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となることがあります。

4. 補助金交付手続きについて

選定結果の決定及び通知後、別途ご案内します。

5. 問合せ

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課(担当 武藤、山澤、塩見)

連絡先:hqt-sustainable_hard@mlit.go.jp

※本公募に関する質問は電子メールによりお問合わせください。また、電子メール件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記して送付願います。3開庁日を経過しても回答がない場合は、観光資源課(03-5253-8924)までご連絡ください。

Ⅳ. 留意点

1. 補助金の交付について

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、観光振興事業費補助金交付要綱、観光振興事業費補助金実施要領により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。

2. 事業期間中について

補助対象事業者は、補助対象事業の遂行状況について、各四半期(第4四半期は除く。)が終了する月の翌月末日までに観光庁まで次の書類を提出していただきます(詳細は、観光振興事業費補助金交付要綱第 12 条第1項をご参照ください)。

- 〇 交付要綱様式第 10(補助対象事業遂行状況報告書)
 - ※ 補助対象事業年度内に事業が完了しない場合や、観光庁から求めがあった場合は、速やかに様式の提出や報告を行うものとします。

3. 事業完了後について

- (1) 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して一月を経過した日までに、観光 庁まで「交付要綱様式第 11-1(補助対象事業完了実績報告書)及び別紙関係書類」を提出してください (詳細は観光振興事業費補助金交付要綱第13条をご参照ください)。
 - 〇 交付要綱様式第 11-1(補助対象事業完了実績報告書)及び別紙関係書類
 - ※ 別紙関係書類(経費内訳報告書、事業報告書等)の様式は、別途指定いたします。)
- (2) 補助対象事業者は、補助対象事業の実施結果を確認の上、事業計画の事後評価を行い、補助対象事業 が終了した日から起算して一月を経過した日までにサステナブルツーリズム推進計画申請者を通じて観光 庁へ提出してください。
 - ※ 事後評価書類の様式は、別途指定いたします。
 - ※ 補助対象事業の全部が令和7年2月28日までに完了しない見込みが判明したときには、早急に観光庁の担当官に連絡し必要な指示を受けてください。
- (3) 補助対象事業の終了以降においても、観光庁が必要と判断した場合、当該事業に関係する報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。

4. 事業経費・補助金の支払いについて

- (1) 応募申請においては定量的な成果目標を示していただき、その達成状況及び「3.(1)」における報告書の内容によっては、補助金の一部又は全部が支払われない場合があります。
- (2) 経費計上の対象期間は、補助対象事業の交付決定日から令和7年2月 28 日までの期間といたします。このため、応募に要する経費等、本事業の交付決定前に発生する経費は対象となりません。
- (3) 本事業の実施者は、当該事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確に した証拠書類(契約書、支払い領収書等)を整理し、事業完了の属する年度の翌年度から5年間保存しな ければなりません。(詳細は、観光振興事業費補助金交付要綱第21条をご参照ください)。

- (4) 「3.(1)」にて提出いただいた内容を審査したのち、観光庁より額の確定通知書を通知します。確定通知を受領した日から1週間以内に、交付要綱様式第13(支払請求書)を提出してください。
- (5)支払請求書を受領してから1ヶ月程度で、補助金を交付します。
 - ※ 補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象になります。

以上

(別紙1) 本事業におけるサステナブルな観光コンテンツと好循環の仕組みについて

本事業におけるサステナブルな観光に資する好循環の仕組みづくりとは、次に掲げる点を複合的に実施することを重視するものである。

- ① 旅行者のニーズや知的好奇心を踏まえ、地域の本質を味わいながら観光利用を地域資源の保全に還元 する体験等のコンテンツを造成・提供すること
- ② 持続可能なコンテンツを旅行者に提供することで、観光による経済・社会・環境への恩恵を地域に還元し、 地域の持続可能性の向上に資する好循環の仕組みづくりを実装すること
- ③ 地域の価値継承に寄与する持続可能な観光実施、マネジメント体制を強化すること

以下の、サステナブルな観光コンテンツを推進する上で重要な3つの観点に沿って検討するものとする。

スージ、(ブバノアンルを配が出) ブランと記述 グローン (主文) のこう の 記述に出って (利用) の の で) の 。				
(1)	1. 地域資源への理解と 配慮あるコンテンツ造成 及び提供・販売	・ 自然・文化等の地域資源の本質を感じられるコンテンツ・ 効果的な提供・販売		
サステナブルな 観光コンテンツ の造成と提供	2. コンテンツ運営の人材 づくり	・ 旅行者に向けて地域理解を促す人材・コンテンツに係わる 人材の育成		
	3. コンテンツ販売・運営の自走化	・ 事業単体としての利益確保 ・ 事業計画の策定		
(2) 好循環の 仕組みづくり	1. 地域資源の利用と保全 をつなげる仕組み	 地域資源の保全・維持管理の実施(負荷低減、ルールづくり等) 観光収益の地域資源の保全・維持管理への再投資 地域環境を直接守る活動の組み込み(動植物モニタリング、林道整備、清掃活動等) 		
	2. 地球環境保全への寄与	・ 観光による地球環境への負荷軽減(CO2 削減、廃棄物削 減等)		
	3. 地域活性化に向けた 貢献	・ 事業の中心となる推進主体(事務局組織)の形成 ・ 事業者間の連携強化、組織の構築		
(3) サステナブル ツーリズムを 推進する 体制の強化	1. 推進主体とステークホ ルダーの明確化	・ 事業の中心となる推進主体(事務局組織)の形成 ・ 事業者間の連携強化、組織の構築		
	2. 方針の策定	・ サステナブルツーリズムに関する取組方針・計画(ポリシー 等)の策定		
	3. 意識統一と担い手の育 成及び意識醸成	行政・関係事業者の意識統一・強化及び担い手の育成地域住民の意識及び理解度向上		

参考)

- ・令和4年度「サステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業」の取組・成果(観光庁)https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000239.html
- 令和5年度「サステナブルな観光に資する好循環の仕組みづくり」の取組・成果(観光庁)
 https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001737479.pdf
- 日本版持続可能な観光ガイドラインの取りまとめ(観光庁)
 https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001350849.pdf

(別紙2) 地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業 (補助事業)における設備導入・物品購入について

本事業は、申請いただくサステナブルツーリズム推進計画において、サステナブルな観光コンテンツを通じて、観光利用を自然・文化・歴史・産業等の地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくりを行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図るべく、サステナブルな好循環の仕組みづくり推進のため、また、観光利用を地域資源の保全還元する、本質的な体験・滞在の提供に資するや空間整備、ツアー実施のための既存施設等改修・整備、設備導入・物品購入等に係る経費の一部を国が補助する事業です。

本事業は国の補助金を活用するため、<u>消耗品については補助の対象外</u>となります。本事業においては、<u>設備</u> 導入・物品購入については、原則5万円以上、耐用年数3年以上のものとしています。

基本的に5万円未満の設備・物品は補助対象外となりますが、設備・物品によっては耐用年数が長く、保管・ 管理ができ、事業に資するものであれば認められます。対象として認められるかについては、実際に採択が決 定して交付決定を行う手続及び補助金執行の中で確認することとなります。

なお、<u>会計検査の対象となった場合は、今回ご購入いただく設備・物品が適切に保管・管理されているかを確</u>認させていただく場合があります。